

KULS ニュースレター No. 10

INDEX

- 授業改善のためのビデオ録画
- 鹿児島大学法科大学院訪問記
— 講演「もう一つの司法過疎～都市型公設事務所の理念と現状」を実施して—
- 水田祐輔弁護士が西都市ひまわり法律事務所所長に就任
- 法曹の養成を基盤に 生涯研鑽の場を目指して — 司法政策研究センターの活動 —
- 滞在型特別聴講生からの便り

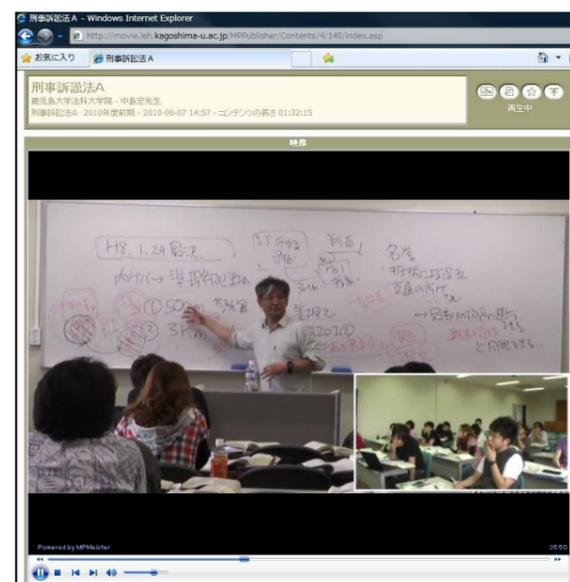
● 授業改善のためのビデオ録画 ●

鹿児島大学法科大学院では、学期中に1～2回ずつ、すべての専任教員の授業をビデオに録画しています。これは、①各教員が自分の授業を学生側の視線から客観的に振り返り、授業改善の方向性を検討するため、②すべての専任教員が出席して行われるFD懇談会でいくつかの授業を視聴し、その授業の良い点や問題点を指摘し合い、各自が授業の質を向上させる手がかりを得るため、③これとは別に実施している教員相互の授業参観において、日程の都合で所定の授業を参観できなかったとき代替手段とするために活用することを目的としています。

この録画においては、模擬裁判の収録のために開発・導入したシステムを応用し、2つ

のカメラで異なる方向から同時に授業を録画します。すなわち、①教室後方のカメラから教壇の方向を撮影する(教員の授業を正面から映し出す)と同時に、②教室前方に設置したカメラから学生側の方向を撮影し(斜め前から学生の様子を映し出す)、双方向性のある授業の様子を、双方向から記録することができるよう工夫されています。2方向から収録された映像は、事務補佐員の久木野さんの奮闘により編集され、ひとつの画面の中で、教員が授業をしている姿をメインとしつつ、小さなサブウィンドウに学生の様子が同時に表示される形になって保存されます。このことにより、教員は、自分のパフォーマンスだけでなく、学生たちの反応も確認しながら、授業の様子を振り返ることができるわけです。そこでは、教員の現場における授業技術の優劣だけでなく、学生側の受講姿勢の観察を通じて、学生の意識、予習の実効性なども確認することができます。

編集された各授業の画像は、DVDで当該教員に配布されるほか、専用のサーバに集積されています。専任教員は常にこのサーバに



(インターネット上で配信される映像画面)

アクセスすることにより、研究室などいながら、ストリーミングで自分の授業や他の教員の授業をいつでも視聴することができます(写真は、その配信画面です)。このシステムがあることによって、教員は多忙を理由に授業改善のための試みをサボることができません。

平成22年度前期も6月7日から6月18日にかけて、ビデオ録画を行いました。本年度からは、学生側の音声をよりクリアに収録するために、学生の手元に設置する据え置き型の無線マイクが導入されました。筆者は、学生に「ビデオ撮影の日は、いつもより講義のテンションが高い」と指摘されてしまいました(それはお互いさま…という気もしますが)。できるだけ撮影を意識せずにいつもどおり授業を進行したいと思いますが、萎縮して元気がなくなるのではなく、撮影をきっかけに授業が双方から活性化するのであれば、むしろ思わぬ「副産物」だといえましょう。今回のビデオ撮影を、前号で紹介した授業評価アンケートおよびそれを受けて実施された特定科目の授業参観と併せて、今後のFD活動に活用していきます。

中島 宏 (刑事訴訟法)

● 鹿児島大学法科大学院訪問記 ●
— 講演「もう一つの司法過疎～都市型公設事務所の理念と現状」を実施して—

私は東京弁護士会が設置した都市型公設事務所である多摩パブリック法律事務所にも所属しています。公設事務所とは、司法アクセスの解消等の公益的活動を行うことを目的として弁護士会が、設置、支援する法律事務所のことです。多摩パブリック法律事務所は、裁判員裁判の開始、被疑者国選の拡大などに伴い、東京の3多摩地域(23区以外の地域)の刑事弁護の充実を主な目的に2008年3月に開設されました。

今年の2月19日から20日にかけて、公設事務所の運営・支援を行う東京弁護士会の

● 水田祐輔弁護士が西都市ひまわり法律事務所所長に就任 ●

本学法科大学院出身の水田祐輔弁護士(第1期生・平成19年度新司法試験合格)が、平成22年6月1日、宮崎県西都市に開設された「ひまわり基金法律事務所」の初代所長に就任されました。水田弁護士は、これまでも九州弁護士会連合会が設置する「あさかぜ基金法律事務所」に勤務するなど、司法修習終了後、一貫して司法過疎地域における法曹活動を展開しておられます。

今回、このことを報じる記事が宮崎日日新聞(平成22年6月22日付19面)に掲載されましたので、記事本文を転載させていただきます。

日本弁護士連合会が弁護士過疎地域に設置を進める「ひまわり基金法律事務所」が1日、西都市御船町1丁目に開設された。西都、児湯地区では初めての弁護士事務所、ひまわり基金法律事務所としては日南、日向、小林市に続いて県内4カ所目。所長には福岡で活動していた水田祐輔弁護士(36)が着任した。水田弁護士は大阪府出身で、大阪大法学部卒、鹿児島大法科大学院修了。2007年に司法試験に合格。5月末まで、九州弁護士連合会が弁護士過疎地域への弁護士派遣を目的に設置している「あさかぜ基金法律事務所」(福岡市)に勤務していた。

鹿児島大法科大学院時代から弁護士過疎地域での勤務に意欲があったという水田弁護士は今回、日弁連の公募に手を挙げての着任。事務所には西都市出身の職員2人を採用した。水田弁護士の任期は3年間だが、その後も任期を更新したり、ひまわり基金法律事務所から自らの事務所に看板を変えて残ることもできるという。

水田弁護士は「地域の人が親しみやすく、どんな相談でも気軽にできるような弁護士事務所を目指したい」と話している。

問い合わせは平日午前9時～午後6時。
Tel 0983(41)0555

宮崎日日新聞社提供

公設事務所運営特別委員会のメンバーとして、法テラス北九州(北九州市)、あさかぜ基金法律事務所(福岡市)、山鹿ひまわり基金法律事務所(熊本県山鹿市)を視察したの

ち、鹿児島大学法科大学院を訪問させていただきました。

当日は、「もうひとつの司法過疎 ～都市型公設事務所の理念と現状～」という演題で学生さん達に向けた講演をしました。私自身が、東京弁護士会が始めて設置し、まだ誕生1年あまりの公設事務所であった東京パブリック法律事務所での弁護士として歩み始めたこともあり、公設事務所の理念やこれまでの活動についてお話しするとともに、開設2年ほどの多摩パブリック法律事務所に至るまでの活動をお伝えしました。地理的な問題による司法過疎のほか、経済的な問題や情報格差による司法過疎があること、そのような司法過疎は都市部においても存在すること、解決のためには弁護士自身が司法アクセスの改善に取り組むべきであり、公設事務所がその機能を有すること、そして、私自身が都市型公設事務所において具体的にどのような活動をしてきたのかについて、勝手気ままにお話をしてみました。鹿児島大学法科大学院は、特に地方での弁護士活動を目指して学んでいる方が多いせいか、司法過疎の問題などについて、熱心に耳を傾けてくれるだけでなく、積極的な質問があり、とても頼もしく思いました。

講演の後には、法科大学院の施設見学や鹿児島大学のキャンパス案内をしていただきました。法科大学院は小規模ながら、施設も充実しており、自分の受験時代を振り返り、このような充実した環境で法学に打ち込める環境をうらやましく思いました。もちろん、大学のキャンパスも広く、開放的でこれまた素晴らしいものでした。本当に貴重な時間を過ごさせていただきました。

私は、事務所の性質上、エクスターンシップの受け入れなどもしており、様々な法科大学院の学生さん達と接する機会が多くあります。どこの学生さんも、法律を真摯に勉強しようとする姿勢が強く、感心させられることが多々あります。ただ、一方で、学生気分の抜けない方も散見されます。確かに法科大

学院は学びの場ですが、それだけではなく座学と実務の架け橋でもあります。エクスターンシップ等で実務の現場に出ることもあります。実務の場では、現実の激しい紛争に直面し、また実際に当事者の苦悩や苦しい現状を目の当たりにするはずで、社会人としての常識を備えるのはもちろん、法曹となることの責任の重さを常に持たなければ、当事者はじめ関係者の理解は得られません。法科大学院で学ぶ皆さんには、将来、そのような法曹となることの覚悟を持って日々の勉強に励んでもらいたいと思っています。

上條 弘次(弁護士 多摩パブリック法律事務所)

●法曹の養成を基盤に
生涯研鑽の場を目指して●
—司法政策研究センターの活動—

鹿児島大学法科大学院では、平成20年4月に、①本研究科の臨床法学教育カリキュラムの研究や実施、②臨床法学教育活動を基盤とした地域貢献活動を行うこと、③本研究科学生に対して法律実務についての自発的かつ発展的学修の場を提供することを目的として、「司法政策研究センター」を設置しました。学生のみなさんには、相談室を自主ゼミで利用したり、チューター指導を受ける場所として理解されているかもしれません。

臨床法学教育カリキュラムの研究の一環として行っている活動としては、法学のほか、医学、臨床心理学、都市工学、英語教育学、社会学などの専門家とともに、臨床教育セミナーを開催していることがあります。そこでは、ロイヤリングスキルとその教育の在り方の検討を主題の一つとしています。このセミナーには、司法修習生が選択型修習の自己開拓プログラムとして参加していますが、司法修習の一部を法科大学院が担うという日本で初めての例になっています。今年は、このセミナーへの参加を弁護士にも働きかけ、8月31日から9月3日に開催する予定にしています。

地域貢献活動としての無料法律相談については、現在、月に4回程度実施しており、相談応需実績も100件を超えました。これまで協力いただいている、実務家教員の先生方、鹿児島中央法律事務所の先生方に加えこの7月までに新たに3名の先生方より協力の申し出をいただいております。いまのところ学生のみなさんとの接点が少なく、地域貢献の側面が前面に出ていますが、現在カリキュラムとしての実施方法を検討しており、たとえば、ここで実施される法律相談に一定件数以上臨席し、報告書の作成を通じてベテランの先生方の指導を受けた成果を成績評価の対象として単位認定される授業科目とすることを目指しています。

司法政策研究センターは、自発的かつ発展的学修を支援する場として、みなさんご存じの、チューター指導の場を提供しています。この7月までに、この4月以降支援をいただいていた本田弁護士(本学出身)、大毛弁護士に加え、林弁護士(本学出身)、坂井弁護士、平林弁護士より協力の申し出をいただきました。これによって、週に2回以上の実施が予定されています。チューター指導については、これまで修了生・受験生がメインだったこともあり、新司法試験の過去問の答案添削がメインになっている感がありますが、それぞれの学修事情に合わせて定期試験の答案を素材にしたり、もっと身近な学修上の質問に利用することを通じて、日々の学修の充実を図ることも考えられます。いずれにしても、日常の学修成果をより高度な水準に持っていくために、有効に活用して欲しいところです。

また、今後は、地元法曹や隣接職のみなさんの参加を得た判例研究会などを開催していくことを予定しています。

このように、司法政策研究センターは、地域に根ざした取り組みによる法曹の養成から、研究活動との交流や学生指導の機会を利用することによるリカレントの場までを幅

●滞在型特別聴講生からの便り●

4月より、鹿大の3年次に在籍したまま、滞在型特別聴講生として九州大学法科大学院で学んでいます。News Letter 2号に当時の九州大学法科大学院長であられた西山先生が、滞在型特別聴講生について寄稿しておられます。その中で、「九大は自学自修をモットーにしている」とのお言葉がありました。私が特別聴講生として実際に九大で学んでみて、実際にそのように感じます。九大では、講義終了後に20分の休憩があるので先生がその間に学生からの質問に個別に対応することもあります。そのみならず、ゼミを組んで学生同士で議論をしているのを良く見ます。それぞれの学生がとても熱心に議論していますし、これまで旧司法試験のための勉強をしてきた人がリードするような形でやっているの、学生同士でも議論が変な方向にいかないのでしょうか。もちろん、ゼミばかりするのではなく、その前提となる各自の自学自修が重要だと個人的には思います。

九大の講義については、鹿大と大きな違いはありません。住まいについては、九大の学生寮に入居しています。私は、基本的に自習室で勉強しており寮では寝るだけです。寮は夜は比較的静かなので助かっていますが、勉強の拠点としては、寮よりも自習室のほうが相応しいように思います(来年度以降に九大へ来る方のご参考までに)。

司法政策研究科3年 北越一成

広くカバーする活動を行う方向にあります。こうした活動を通じて、学生のみなさんが、日常から実務法曹にふれあう機会を作り、殻に閉じこもった受験生ではなく、少しでもびのびとした気持ちで実務家を目指すことができる環境を提供できればと思いますので、センターの活動について、積極的に参加・利用していただければと思います。

米田 憲市(法社会学)